

令和7年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について 石川県

■実施状況

<令和8年3月時点>

交付限度額	111億4,162万円
うち令和7年度 交付決定額	96億 499万円 (86%)
うち令和8年度 交付決定額	—
残額	15億3,663万円 (14%)

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度を記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆石川県水道基本料金無償化緊急支援事業 事業費：32億8,000万円

県内の概ね一般家庭で使われている口径25mm以下の水道利用者に対して、令和8年2月～5月の4か月分の水道基本料金を無償化。

◆県立高校ICT機器緊急整備事業 事業費：10億6,900万円

県立高校及び特別支援学校高等部に整備されている1人1台端末が更新時期を迎えるなか、県で1人1台端末を整備することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

◆省エネ家電等購入緊急支援事業 事業費：7億2,000万円

省エネ性能の高い家電製品の購入者に対して、省エネ性能に応じてキャッシュレスポイント等（2,000～40,000ポイント）を交付することで、県内家庭の省エネ化の促進と家計負担の軽減を図る。

◆県内金融機関と連携した地域通貨の交付事業 事業費：7億 900万円

物価高騰が続く中、暮らしの支援として、県内の5つの金融機関と連携し、県民を対象にデジタル地域通貨を給付。（給付額：一人2,000円）

事業者支援

◆持続的な賃上げに向けた収益力強化緊急支援事業：9億2,300万円

物価高騰や深刻な人手不足の影響を受ける県内企業が、R8春以降の持続的な賃上げと成長を実現できるよう、R8春に賃上げを実施した企業に対し、持続的な賃上げに向けた収益力強化の取組に係る経費（ソフト・ハード事業費、補助上限：600万円、補助率3/4等）を支援することで、県全体の賃金水準の底上げを図る。

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
1	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業の緊急資金繰り支援	①物価高騰に加え、令和6年能登半島地震等の影響を受ける事業者に対して、借入初期の返済額を抑えた低利かつ保証料を免除する融資制度を措置し、資金繰り支援をすることによって、事業者の事業継続と今後の経営改善を後押しする。 ②融資を取り扱った金融機関への利子補給に係る費用及び信用保証協会への保証料補助に係る費用 ③R6融資額、R7融資額の利子補給及び保証料補助 ・利子補給:1,167.7百万円 ・保証料補助:346.5百万円 ④県内(野々市市、川北町除く)に事業所を有する中小・小規模事業者	R7.4	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業の緊急資金繰り支援に係る基金造成(R8～R9分)	①物価高騰に加え、令和6年能登半島地震等の影響を受ける事業者事業者の事業継続と今後の経営改善を支援する融資制度に係る利子補給及び信用保証保証料の補助を継続的に行うための基金積立 ②融資を取り扱った金融機関への利子補給に係る費用及び信用保証協会への保証料補助に係る費用 ③融資額(約430億円)に係るR8～R9分の利子補給及び保証料補助※の一部に交付対象経費1,200,000千円を充当 ※R8～R9分の総事業費(想定) 1,925百万円 ・利子軽減分:1,592百万円 ・保証料補助:333百万円 のうち一部に交付対象経費1,200,000千円を充当 ④県内(野々市市、川北町除く)に事業所を有する中小・小規模事業者	R7.4	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内中小企業の緊急販路開拓等支援	①物価高騰に加え、令和6年能登半島地震等の影響を受ける事業者の施設・設備の修繕や、販路拡大等の取組みを支援することで、地域の雇用や産業を支える中小企業の生産性向上と持続的発展を図る。 ②事業継続のために必要な被災施設・設備の修繕や、事業再建に向けた販路開拓や商品開発等の取組に必要な経費 ③上限2,000千円×15者≒27,600千円 ④県内に事業所を有する中小企業	R7.4	R8.3
4	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	専門家派遣による県内企業への緊急伴走支援	①物価高騰による経営環境の変化や、令和6年能登半島地震等の影響を受ける事業者の様々な経営課題に対処するため、自己負担なしの専門家派遣制度により、経営計画の策定や販路開拓、資金繰り支援など、事業者の状況に応じた適切な処方箋を提供する。 ②専門家の謝金・旅費 ③派遣1回あたり33千円×1,520回≒50,174千円 ④県内に事業所を有する中小・小規模事業者	R7.4	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	賃上げ事業者の経営体制強化への緊急支援(R7.4月～R8.2月)	①物価高騰が続く中、生産性向上等によって、事業所内の最低賃金引上げを図る事業者を支援するため、国の「業務改善助成金」に県独自に上乗せ支援を行うとともに、個別相談会や説明会を実施することで、県内事業者の最低賃金引上げの対応を後押しする。 ②県内事業者に支給する助成金の原資等 ③助成金:52,000千円(過去の支給平均額(135千円)×380者) 個別相談会等:3,000千円 ④国の「業務改善助成金」の支給を受けた県内事業者 対象期間:R7.4～R8.2	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業の新たなチャレンジへの緊急支援	①物価高騰に加え、令和6年能登半島地震等の影響を受ける事業者が、経営環境の変化に対応するために、新たなチャレンジ(新業種・新事業・新市場への挑戦)を支援し、能登での事業継続を後押しするとともに、地域の雇用や産業を支える中小企業の生産性向上と持続的発展を図る。 ②新たなチャレンジに要するソフト事業費(システム構築費、販売促進費、備品購入費等) ③補助金:300,000千円(上限3,000千円×100者) 事務局運営費:10,000千円 ④能登地域に事業所を有する中小企業・小規模事業者	R7.4	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	能登地域の酒蔵の事業継続に向けた緊急支援	①酒米の急激な高騰に加え、令和6年能登半島地震等の影響を受ける能登の酒蔵の事業継続を後押しするため、能登の酒蔵と金沢・加賀の酒蔵の共同醸造の取組を支援する。 ②共同醸造に係る追加コスト(電気代等)、共同保管庫の借上料、プロモーション経費 ③追加コスト支援(12,000千円)、共同保管庫借上料支援(6,000千円)、プロモーション支援(7,000千円) ④能登地域の酒蔵11者(特に共同醸造に取り組む7者)	R7.4	R8.3
8	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業のDX推進計画策定に向けた緊急伴走支援	①物価高騰の影響に加え、人手不足が深刻化する中、県内企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。デジタル化による業務効率化や生産性向上を図ることで、県内企業の競争力の維持・強化を後押しする。 ②企業のDX推進計画の策定に向けた専門家の伴走支援(現場指導等)経費 ③7,000千円(10回/者×3者) ④県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業のロボット導入に向けた緊急支援	①物価高騰の影響に加え、人手不足が深刻化する中、県内企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。ロボット導入による自動化や生産性向上を図ることで、県内企業の競争力の維持・強化を後押しする。 ②ロボット導入に向けた現地指導・人材育成等の専門家経費 ③専門家の現地指導・研修等委託(6,000千円) ④県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者	R7.4	R8.3
10	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業のGX推進による競争力強化に向けた緊急支援	①物価高騰の影響が続く中、省エネや環境負荷の低減に向けた取組ニーズが高まっている。ものづくり産業の業界ごとに、製品の原材料調達から製造、廃棄までの、温室効果ガス排出量(CFP)の算定手法の策定と削減に向けた取組のモデル事例を創出・横展開することで、県内企業の競争力強化を後押しする。 ②CFPのモデル事例創出に向けた専門家の伴走支援経費 ③3,000千円(目安)×4者(業界ごとに各1者想定) ④県内に事業所を有するものづくり産業の中小企業・小規模事業者	R7.4	R8.3
11	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内小規模事業者の緊急販路開拓等支援	①物価高騰に加え、令和6年能登半島地震等の影響を受ける事業者の施設・設備の復旧や、販路拡大や業務効率化の取組みを支援することで、地域の雇用や産業を支える小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図る。 ②事業継続のために必要な被災施設・設備の復旧経費、復旧と合わせて行う販路開拓や業務効率化(生産性向上)の取組みに必要な経費 ③補助上限1,000千円×48者 ④県内に事業所を有する小規模事業者	R7.4	R8.3
12	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	米国関税に係る緊急相談会	①物価高騰に加え、米国関税の先行きに不透明感が広がる中、県内事業者に正確かつタイムリーな情報提供を行うため、最新の関税措置の内容や支援策を紹介するセミナーや個別相談会を開催する。 ②、③セミナー・個別相談会開催委託費(1,000千円) ④米国関税の影響を受ける県内に事業所を有する中小・小規模事業者	R7.7	R7.9
13	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	米国関税に係る経営体制強化への緊急支援	①物価高騰に加え、米国関税の影響による様々な経営課題に対処するため、自己負担なしの専門家派遣制度によって、経営計画の策定や販路開拓、資金繰り支援など、事業者の状況に応じた適切な処方箋を提供する。 ②専門家の謝金・旅費 ③派遣1回あたり33千円×300回≒10,000千円 ④米国関税の影響を受ける県内に事業所を有する中小・小規模事業者	R7.7	R8.3
14	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業の緊急資金繰り支援(米国関税対応分)	①物価高騰に加え、米国関税の影響が、多くの事業者に波及することが懸念される中、県内事業者の資金繰りに万全を期すため、既存制度よりも貸付要件や金利、融資期間等の面で手厚い融資制度を創設し、県内事業者の事業継続を支援する。 ②融資を取り扱った金融機関への利子補給に係る費用及び信用保証協会への保証料補助に係る費用 ③融資額(約50億円)の利子補給及び保証料補助 ・利子補給:9,300千円 ・保証料補助:0千円 ④米国関税の影響を受ける県内に事業所を有する中小・小規模事業者	R7.7	R8.3
15	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	酒蔵に対する酒米高騰緊急支援(R6産米)	①県内の酒蔵では、酒米の急激な価格高騰に対し、商品への価格転嫁が追いつかず、経営に多大な影響が生じていることから、価格転嫁が追いつかなかったR6年の酒米価格上昇分を緊急的に支援し負担軽減を図るとともに、今後の価格転嫁の促進に向けた県内外での地酒のプロモーションを支援する。 ②酒蔵に対する酒米価格上昇分への補助、価格転嫁に向けたプロモーションへの補助 ③ ・酒米価格上昇分への補助:56,000千円 R6年産の酒米(県産酒米)のR5からの価格上昇分の1/2を支援 県産酒米の使用量 1,140,000kg(A) 酒米の価格上昇 98円/kg(B) (A)×(B)×1/2 ≒ 56,000千円 ・価格転嫁に向けたプロモーションへの補助:4,000千円 県内の大手量販店(3箇所)や首都圏アンテナショップ等への出展経費を支援(定額) ④県内の36酒蔵、石川県酒造組合連合会(支援期間:R7.7~R8.3)	R7.7	R7.9
16	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	酒米生産拡大緊急支援	①主食用米は販売価格が大幅に上昇しているものの、酒米(酒造好適米)は販売価格が主食用米ほど上昇せず、物価や人件費の高騰の影響を受けて、生産コストとの差が詰まっているため酒米農家は厳しい状況にある。全国的に酒米需要量が増加する中、主食用米価格の高騰を受けて、県産酒米の需要量に対して供給量がさらに不足している状況であるため、県産酒米の生産性向上、作付面積の拡大を後押しする。 ②主食用米と比較した場合のかかり増し経費(肥料代等)へ補助 ③主食用米と比較した場合のかかり増し経費約33千円/10aの1/2補助×作付拡大面積12ha≒2,000千円 ④酒米(酒造好適米)作付拡大する農家	R7.7	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
17	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス使用者臨時支援事業(一般消費者等)(R7.9月)	①LPガス料金の高騰を受けた一般消費者等に対し、LPガス販売事業者を通して料金値引きによる支援を行う ②一般消費者等におけるLPガス使用分 ③④ LPガスの供給を受ける一般消費者等(約25万世帯)に対し、500円を(一社)石川県エルピーガス協会を通じて支援 支援対象期間: R7.9使用分をR7.10に値引き 500円/月 × 25万世帯 = 1.25億円 その他事務費(請求書支払伝票のシステム改修費用、販売事業者手数料など) 37,500千円	R7.7	R8.2
18	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	石川県電気・ガス価格高騰緊急対策事業(R7.7月～9月)	①電力料金等の急激な値上げにより、厳しい経営環境に置かれている事業者を支援するため、国の負担軽減措置の対象外となっている特別高圧契約で受電する事業者や工業用LPガスを使用する事業者及び高圧契約で受電している事業者の中でも、売上に占める電気料金の割合が高い事業者を対象に、国の負担軽減措置に加え、支援策を行う。 ②事業者への支援金原資、事務局委託費 ③支援額 ※支援単価の()カッコ内はR7.8単価 ・高圧 支援単価【R7.7-9】最大0.5 (0.6) 円/kwh、上限20万円 積算 206者 18,256千円 ・特別高圧 支援単価【R7.7-9】最大0.6 (0.7) 円/kwh 積算 40者 4,969千円 ・工業用LP 支援単価【R7.7-9】最大4.0 (5.0) 円/m ³ 積算 95者 10,666千円 ・事務局委託費(審査事務委託) 14,165千円 ④県内に事業所を有する中小企業等で、高圧、特別高圧電力、または工業用LPガスを利用していること ※高圧電力については、売上高に対する電気代が3.5%以上、かついしかわ環境ISOの登録または国の省エネルギー診断を受診することが要件 支援対象期間: R7.7月～9月	R7.7	R7.12
19	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(救護施設)(R7.7月～9月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある救護施設に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R7.7月～9月分)。 ③④ 救護施設 入所施設 320人 8千円/定員	R7.7	R7.11
20	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(高齢者施設)(R7.7月～9月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある高齢者施設に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R7.7月～9月分)。 ③④ 高齢者施設 入所施設 20,121人 3千円/定員(≒60,500千円) 通所施設 567施設 33千円/施設(≒18,800千円) 訪問事業 977施設 17千円/施設(≒16,700千円) その他事務費(申請・交付事務委託など) 6,300千円	R7.7	R7.11
21	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(障害者支援施設)(R7.7月～9月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある障害者施設に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R7.7月～9月分)。 ③④ 障害者施設 入所施設 3,828人 3千円/定員(≒11,500千円) 通所施設 447施設 33千円/施設(≒14,800千円) 訪問事業 168施設 17千円/施設(≒2,900千円)	R7.7	R7.11
22	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(医療機関)(R7.7月～9月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある医療機関に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R7.7月～9月分)。 ③④ 病院 11,840床 6千円/病床(≒71,100千円) 病院(特高) 2施設 0.6円/kwh × 使用量(≒8,000千円) 1,647床 3千円/病床(≒5,000千円) 有床診療所 672床 6千円/病床(≒4,100千円) 無床診療所 1,102施設 20千円/施設(≒22,100千円) 助産所 28施設 20千円/施設(≒600千円) 施術所 975施設 10千円/施設(≒9,800千円) その他事務費(申請・交付事務委託など) 13,600千円	R7.7	R7.11

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
23	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(薬局)(R7.7月～9月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある薬局に対し光熱費の高騰分を一時金の支給により支援する(R7.7月～9月分)。 ③④ 薬局 584 施設 10 千円/施設	R7.7	R7.11
24	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(公衆浴場)(R7.7月～9月)	①② 入浴料金が公定価格として定められており、エネルギー価格など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある普通公衆浴場に対し光熱費等の高騰分を一時金の支給により支援する(R7.7月～9月分)。 ③④ 公衆浴場 45施設 15千円/施設 その他事務費(申請・交付事務委託など) 300千円	R7.7	R7.11
25	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(保育施設等)(R7.7月～9月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある児童福祉施設等に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R7.7月～9月分)。 ③④ 児童福祉施設 保育所等 33,832人 0.5千円/定員(≒17,000千円) 放課後児童クラブ 306施設 5 千円/施設(≒1,600千円) 児童養護施設 279 人 3 千円/定員(≒900千円)	R7.7	R7.11
26	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立高等学校等臨時物価高騰対策事業(R7.7月～9月)	①光熱水費高騰分が授業料の増額によって保護者へ負担転嫁されることを防ぐため、光熱水費の高騰分を支援するもの(光熱水費高騰による影響額の1/2相当を抑制) ②学校運営に係る光熱水費 ③補助単価:R7光熱水費増加見込み額の1/2 児童生徒一人あたり1,750円 (対象人数)12,456人 (事業費)今回7～9月の3ヵ月相当分を補助 1,750円/人×12,456人=21,798千円 21,798千円×3/12≒5,500千円 ④県内私立学校(小中高、専修学校)(R7.7月～R7.9月分)	R7.7	R8.2
27	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費臨時負担軽減事業(R7.4.月～R8.3月)	①物価高騰により米飯など代替が難しい食材が値上げされ、給食費を値上げしなければいけない状況にある。それに伴い、給食費の値上げ相当分について補助することで、物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図る。 ②給食費の値上げ相当分 ※教職員の給食費は含まない ③年間給食提供日数(200日)×値上単価×生徒数(1,811人) ※米飯とパンは学校によって提供数が異なる。合計200日となる。 米飯 17.98円、23.96円増(R7.4.1～):3,732千円 パン 3.26円増(R7.4.1～):315千円 牛乳 2.63円増(R7.4.1～):953千円 ④給食を提供している県立学校16校、事業期間:R7.4月～R8.3月	R7.4	R8.3
28	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	賃上げ事業者の経営体制強化への緊急支援(ソフト事業)	①最低賃金の大幅な引き上げに対応できるよう、小規模事業者・中小企業の賃上げ環境の整備に向けた業務効率化の取組を支援。 ②業務効率化に向けたソフト事業(ITシステムの導入、従業員のスキルアップ研修など) ③(補助額)最大100万円(支援想定1,000者) (補助率)小規模事業者4/5、中小企業3/4 ④県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者	R7.9	R8.3
29	④消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス使用者臨時支援事業(一般消費者等)(R8.1月)	①LPガス料金の高騰を受けた一般消費者等に対し、LPガス販売事業者を通して料金値引きによる支援を行う ②一般消費者等におけるLPガス使用分 ③④ LPガスの供給を受ける一般消費者等(約25万世帯)に対し、1,000円を(一社)石川県エルピーガス協会を通して支援 支援対象期間:R8.1使用分をR8.2に値引き 1,000円/月×25万世帯=2.5億円 その他事務費(請求書支払伝票のシステム改修費用、販売事業者手数料など)37,500千円	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
30	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	石川県電気・ガス価格高騰緊急対策事業(R8.1月～3月)	<p>①電力料金等の急激な値上げにより、厳しい経営環境に置かれている事業者を支援するため、国の負担軽減措置の対象外となっている特別高圧契約で受電する事業者や工業用LPガスを使用する事業者及び高圧契約で受電している事業者の中でも、売上に占める電気料金の割合が高い事業者を対象に、国の負担軽減措置に加え、支援策を行う。</p> <p>②事業者への支援金原資、事務局委託費</p> <p>③支援額 ※支援単価の()カッコ内はR8.3単価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧 支援単価【R8.1-3】最大1.5(0.8)円/kwh、上限50万円 積算 400千円/件(売上に占める電気代7%以上)×200件 +200千円/件(売上に占める電気代3.5%以上)×100件 ≒100,000千円 ・特別高圧 支援単価【R8.1-3】最大1.8(0.9)円/kwh 積算 2,470千kwh(1か月の総使用電力量)×1.8円/kwh(R8.1-2の支援単価)×3か月 ≒15,000千円 ・工業用LP 支援単価【R8.1-3】最大12.0(6.0)円/m³ 積算 955,833m³(1か月の総使用ガス量)×12.0円/m³(R8.1-2の支援単価)×3か月 ≒35,000千円 ・事務局委託費(審査事務委託) 10,000千円 <p>④県内に事業所を有する中小企業等で、高圧、特別高圧電力、または工業用LPガスを利用していること ※高圧電力については、売上高に対する電気代が3.5%以上、かついしかわ環境ISOの登録または国の省エネルギー診断を受診することが要件 支援対象期間:R8.1月～3月</p>	R8.1	R8.4 以降
31	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(救護施設)(R8.1月～3月)	<p>①②報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある救護施設に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R8.1月～3月分)。</p> <p>③④救護施設 入所施設 320人 4千円/定員</p>	R8.1	R8.4 以降
32	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(高齢者施設)(R8.1月～3月)	<p>①②報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある高齢者施設に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R8.1月～3月分)。</p> <p>③④高齢者施設 入所施設 20,170人 3千円/定員(≒60,600千円) 通所施設 576施設 33千円/施設(≒19,100千円) 訪問事業 971施設 17千円/施設(≒16,600千円) その他事務費(申請・交付事務委託など) 5,500千円</p>	R8.1	R8.4 以降
33	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(障害者支援施設)(R8.1月～3月)	<p>①②報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある障害者施設に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R8.1月～3月分)。</p> <p>③④障害者施設□ 入所施設 3,849人 3千円/定員(≒11,600千円) 通所施設 464施設 33千円/施設(≒15,400千円) 訪問事業 167施設 17千円/施設(≒2,900千円)</p>	R8.1	R8.4 以降
34	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(医療機関)(R8.1月～3月)	<p>①②報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある医療機関に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R8.1月～3月分)。</p> <p>③④ 病院 11,727床 6千円/病床(≒70,400千円) 病院(特高) 2施設 1～2月分は1.3円×約840万kwh、3月分は0.5円×約420万kwh(≒13,000千円) 1,637床 3千円/病床(≒5,000千円) 有床診療所 619床 6千円/病床(≒3,800千円) 無床診療所 1,100施設 20千円/施設(≒22,000千円) 助産所 28施設 20千円/施設(≒600千円) 施術所 956施設 10千円/施設(≒9,600千円) その他事務費(申請・交付事務委託など) 14,900千円</p>	R8.1	R8.4 以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
35	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(薬局)(R8.1月～3月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある薬局に対し光熱費の高騰分を一時金の支給により支援する(R8.1月～3月分)。 ③④ 薬局 584 施設 10 千円/施設(≒5,700千円)	R8.1	R8.4 以降
36	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(公衆浴場)(R8.1月～3月)	①② 入浴料金が公定価格として定められており、エネルギー価格など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある普通公衆浴場に対し光熱費等の高騰分を一時金の支給により支援する(R8.1月～3月分)。 ③④ 公衆浴場 44施設 15千円/施設(≒700千円) その他事務費(申請・交付事務委託など) 300千円	R8.1	R8.4 以降
37	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	緊急物価高騰対策支援金(保育施設等)(R8.1月～3月)	①② 報酬等が公定価格として定められており、エネルギー価格や食材費など物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい状況にある児童福祉施設等に対し光熱費や食材費の高騰分を一時金の支給により支援する(R8.1月～3月分)。 ③④ 児童福祉施設 保育所等 33,528人 0.5千円/定員(≒16,800千円) 放課後児童クラブ 308施設 5 千円/施設(≒1,600千円) 児童養護施設 278 人 3 千円/定員(≒900千円)	R8.1	R8.4 以降
38	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立高等学校等臨時物価高騰対策事業(R8.1月～3月)	①光熱水費高騰分が授業料の増額によって保護者へ負担転嫁されることを防ぐため、光熱水費の高騰分を支援するもの(光熱水費高騰による影響額の1/2相当を抑制) ②学校運営に係る光熱水費 ③補助単価:R7光熱水費増加見込み額の1/2 児童生徒一人あたり560円 (対象人数)12,455人 (事業費)今回R8.1～3月の3ヵ月相当分を補助 560円/人×12,455人=6,974千円 6,974千円×3/12≒2,000千円 ④県内私立学校(小中高、専修学校)(R8.1～3月分)	R8.1	R8.4 以降
39	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費臨時負担軽減事業(R7.10月～R8.3月)	①物価高騰により米飯など代替が難しい食材が値上げされ、給食費を値上げしなければいけない状況にある。それに伴い、給食費の値上げ相当分について補助することで、物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図る。 ②給食費の値上げ相当分 ※教職員の給食費は含まない ③年間給食提供日数(200日)×値上単価×生徒数(1,811人) 10月以降の米飯の価格高騰に伴うもの 特支:6.01円増/食:約740千円 定時:8.02円増/食:約260千円 ④給食を提供している県立学校16校、事業期間:R7.10月～R8.3月	R7.10	R8.4 以降
40	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	酒蔵に対する酒米高騰緊急支援(R7産米)	①県内の酒蔵では、酒米の急激な価格高騰に対し、商品への価格転嫁が追い付かず、経営に多大な影響が生じていることから、価格転嫁が追い付かなかったR6年の酒米価格上昇分を緊急的に支援し負担軽減を図る。 ②酒蔵に対する酒米価格上昇分への補助 ③ ・酒米価格上昇分への補助:40,000千円 R7年産の酒米(県産酒米)のR6からの価格上昇分の1/2を支援 県産酒米の使用量 1,000,000kg(A) 酒米の価格上昇 80円/kg(B) (A)×(B)×1/2 ≒ 40,000千円 ④県内の36酒蔵、石川県酒造組合連合会(支援期間:R7.12～R8.3)	R7.12	R8.4 以降
41	④消費下支え等を通じた生活者支援	石川県水道基本料金無償化緊急支援事業(R8.2、3月分)	①物価高が喫緊の課題となっている中、概ね一般家庭で使われる、口径25mm以下の利用者の水道基本料金を無償化することで、できるだけ多くの県民の経済的負担を、できるだけ早く軽減する。 ②水道基本料金相当額、民間水道利用者等への補助、システム改修等事務費 ③ 水道基本料金相当額:口径別契約数(48万世帯)×基本料金(330円～4,290円)×2ヵ月=1,505,000千円 民間水道等利用者等への補助:123,000千円 システム改修等事務費:152,000千円 ④概ね一般家庭で使われる25mm以下の口径契約者が対象。対象期間は、R8.2、3月分。ただし国や地方公共団体の施設(庁舎や事務所、研究施設等)は対象外としている。	R8.2	R8.4 以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
42	⑤省エネ家電等への 買い換え促進による 生活者支援	省エネ家電等購入緊急支援事業	①物価高騰の影響を受ける、県内家庭において省エネを加速 ②省エネ性能の高い家電製品の購入者に対して、キャッシュレスポイントを交付するための事務委託料(ポイント原資含む) ③家電1台あたりのポイント付与額:2,000~40,000ポイント (ポイント付与額×想定件数)+事務費=720,000千円 ④県内の家電量販店または電器店でエアコン、冷蔵庫、テレビ、LED照明器具、高効率給湯器を購入した者	R8.1	R8.4 以降
43	⑨中小企業等に対する エネルギー価格高騰 対策支援	省エネ設備導入緊急支援事業	①電気代や燃料費の高騰による経営圧迫や、欧州を中心とした環境規制強化の流れを受け、県内企業の省エネに資する設備投資等を支援することにより、省エネ・脱炭素化の取組を加速化 ②省エネ・再エネ設備の導入等への補助 ③最大8,000千円(補助率1/2)×50件程度=400,000千円 ④県内中小企業	R8.1	R8.4 以降
44	⑨中小企業等に対する エネルギー価格高騰 対策支援	公共交通等維持確保対策事業	①昨今の燃料価格や人件費等の高止まりにより、交通事業者等が厳しい環境に置かれている中、県民生活に不可欠な社会インフラである公共交通等の維持・確保を図る。 ②補助対象車両の運行継続に係る経費(固定費)に対して支援 ③&④ 地域鉄道:400千円×31両=12,400千円 路線バス:150千円×512台=76,800千円 タクシー:50千円×1,390台=69,500千円 運転代行:30千円×210台=6,300千円 トラック:3千円×15,000本=45,000千円	R8.1	R8.4 以降
45	⑧農林水産業における 物価高騰対策支援	配合飼料購入緊急支援事業	①原油原材料の高騰によって、配合飼料価格の高止まりが続いており、国の配合飼料価格安定制度による補填後においても、畜産農家の負担は高止まりし続けていることから、県として配合飼料価格上昇分の一部を補填することにより、畜産農家の事業継続を後押しする。 ②畜産農家の負担する配合飼料価格(国制度による補填額を差し引いた額)について、R6年度県支援後の平均価格からの価格上昇分の1/2を補填する。 ③補助額:1,800円/t(上限8,000円/t)×55,555t(R7.4~R8.3) =100,000千円 ④配合飼料価格安定制度に加入する県内畜産農家	R7.4	R8.4 以降
46	⑧農林水産業における 物価高騰対策支援	農業水利施設維持管理緊急支援事業	①電気代高騰の長期化により厳しい経営状況に置かれている土地改良区に対し電気代高騰分を補助する。 ②電気代高騰に対する補助 電気料金高騰分(R2からR5の平均金額との差額)×15% ③2,003千円(高騰分×15%×7改良区) ④省エネ対策に取り組む県内の土地改良区	R7.6	R8.4 以降
47	④消費下支え等を通じた 生活者支援	石川県水道基本料金無償化緊急支援 事業(R8.4、5月分)	①物価高が喫緊の課題となっている中、概ね一般家庭で使われる、口径25mm以下の利用者の水道基本料金を無償化することで、できるだけ多くの県民の経済的負担を、できるだけ早く軽減する。 ②水道基本料金相当額、民間水道利用者等への補助 ③ 水道基本料金相当額:口径別契約数(48万世帯)×基本料金(330円~4,290円)×2か月=1,377,000千円 民間水道等利用者等への補助:123,000千円 ④概ね一般家庭で使われる25mm以下の口径契約者が対象。対象期間は、R8.4、5月分。ただし国や地方公共団体の施設(庁舎や事務所、研究施設等)は対象外としている。	R8.3	R8.4 以降
48	③物価高騰に伴う子 育て世帯支援	県立高校ICT機器緊急整備事業	①県立高校のICT教育環境の充実を図るため、物価高騰等の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、更新時期を迎える県立高校生徒及び特別支援学校高等部の生徒の1人1台端末を整備する。 ②生徒1人1台端末の更新に要する経費 ③・県立高校生徒:18,700台×55千円=1,028,500千円 ・県立特支生徒:540台×75千円=40,500千円 ④県立高校生徒及び特別支援学校高等部の生徒	R8.2	R8.4 以降
49	⑥中小企業・小規模 事業者の賃上げ環境 整備	持続的な賃上げに向けた収益力強化 緊急支援	①物価高騰や深刻な人手不足の影響を受ける県内企業が、R8春以降の持続的な賃上げと成長を実現できるよう、R8春に賃上げを実施した企業に対し、企業の「稼ぐ力」の強化への支援を実施することで、県全体の賃金水準の底上げを図る。 ②持続的な賃上げに向けた収益力強化の取組に係る経費(ソフト・ハード事業費) ③想定申請件数300件(小規模150件×過去補助金支給額平均220万円=3.3億円 + 中小150件×過去補助金支給額平均370万円=5.55億円 + 事務費0.38億円 =9.23億円) ④県内に事業所を有する中小・小規模事業者	R8.2	R8.4 以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
50	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	賃上げ事業者の経営体制強化への緊急支援(R8.3月以降)	①物価高騰が続く中、生産性向上等によって、事業所内の最低賃金引上げを図る事業者を支援するため、国の「業務改善助成金」に県独自に上乗せ支援を行うとともに、個別相談会や説明会を実施することで、県内事業者の最低賃金引上げの対応を後押しする。 ②県内事業者に支給する助成金の原資等 ③助成金:70,000千円(過去の支給平均額(約171千円)×410者) 審査等事務費:7,000千円 ④国の「業務改善助成金」の支給を受けた県内事業者 対象期間:R8.3~	R8.2	R8.4 以降
51	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	県立病院収益改善緊急支援	①② 救急や周産期、精神医療など、県民の安心・安全の最後の砦としての役割を果たす県立病院に対して、賃上げや物価上昇、不採算部門に係る経費を支援する。 ③賃上げ分632,000千円、物価上昇分152,000千円、不採算部門への支援1,316,000千円 ④県立中央病院、県立こころの病院	R8.3	R8.4 以降
52	①食料品の物価高騰に対する特別加算	県内金融機関と連携した地域通貨の交付	①物価高騰が続く中、暮らしの支援として、県内の5つの金融機関と連携し、県民を対象にデジタル地域通貨を給付する。 ②県民への給付原資(デジタル地域通貨)等 ③給付額:700,000千円(2,000円×35万人) 広報等事務費:9,000千円 ④石川県民	R8.3	R8.4 以降
53	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	高温等気象災害対策緊急支援事業	①②物価高騰の続く中、農業者の収益力向上への支援として、近年リスクの高まっている夏の高温(熱中症含)や台風等による農作物の減収や品質低下を防ぎ安定生産するため、気象災害対策に必要な生産設備の導入について補助することで営農継続を後押しする。 ③補助金:300,000千円(補助上限3,000千円×100者) ※補助率:1/2以内(補助上限3,000千円) ※生産施設(ハウス等)の場合:補助上限6,000千円 ④認定農業者、認定新規就農者、又は、農業者3戸以上からなる組織	R8.3	R8.4 以降
54	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	電動車購入に対する緊急支援	①燃料費の高騰による負担軽減を図るため、電気自動車等及び充電設備の導入を支援する。 ②補助金 ③EV・PHV:150千円×300件=45,000千円 FCV:300千円×5件=1,500千円 充電設備:25千円×200件=5,000千円 ④電気自動車等:県内に住所を有する個人及び県内に事業所、事務所等を有する法人(EV・PHVについては、太陽光発電設備設置者もしくは再エネ電力契約者に限る) 充電設備:県内に住所を有し、電気自動車等を購入する個人	R8.3	R8.4 以降
55	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	小松空港航空路線維持確保緊急支援事業	①物価高騰や円安による燃料費・整備費等の増大、人手不足による人件費の高騰等の影響で、航空路線の維持に要するコストが増加しており、地方路線を取り巻く状況は大変厳しい。都市と地方が航空インフラで繋がっていることは、地域住民にとって生活面・経済面等において大きな効果を及ぼすため、小松空港に運航している航空事業者を支援することで、路線維持を図る。 ②小松・羽田便利用促進に資する経費(事業費・広報費等) ③利用促進事業費(30,000千円)、広報費(20,000千円) ④小松空港協議会、小松・羽田便を運航する航空事業者、地上作業を行うハンドリング事業者等	R8.2	R8.4 以降
56	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	県内企業の緊急資金繰り支援に係る基金造成(R10~R12分)	①物価高騰に加え、令和6年能登半島地震等の影響を受ける事業者事業者の事業継続と今後の経営改善を支援する融資制度に係る利子補給及び信用保証保証料の補助を継続的に行うための基金積立 ②融資を取り扱った金融機関への利子補給に係る費用及び信用保証協会への保証料補助に係る費用 ③融資額(約430億円)に係るR10~R12分の利子補給及び保証料補助※の一部に交付対象経費100,000千円を充当 ※R10~R12分の総事業費(想定)2,059百万円 ・利子軽減分:1,959百万円 ・保証料補助:100百万円 のうち一部に交付対象経費100,000千円を充当 ④県内(野々市市、川北町除く)に事業所を有する中小・小規模事業者	R7.4	R8.3